

# 一人ひとりの尊厳が守られ、 共に生きるまち ごぼうを目指して

社会福祉課 ☎0738-23-5508

## 人権を考える強調月間 11月11日（金）～12月10日（土）

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人として幸せに生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利であり、日常の思いやりの心によって守られるものです。

御坊市人権施策基本方針に基づき、私たち一人ひとりが、様々な人権に関する問題について理解と関心を深め、差別や偏見のない明るい社会を築きましょう。

## 同和運動推進月間 11月1日（火）～11月30日（水）

御坊市では、市民の皆様とともに、これまで同和問題の解決に全力を挙げて取り組んでまいりました。その結果、同和問題は解決に向かってはいるものの、今なお許しがたい差別事件が起っています。全国的にみても、情報化の進展により、インターネット上に同和地区と称して地名を書き込むなどの行為が発生しています。

そのような中、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別解消の必要性について国民の理解深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指しています。私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、「差別をしない、差別を許さない」という意識を高めていきましょう。

次のとおり、同和運動推進月間の取り組みの一環として、街頭啓発を行います。

| 日 時 | ①11月1日（火）7：45～ | ②11月1日（火）15：30～ | ③11月12日（土）11：00～ |
|-----|----------------|-----------------|------------------|
| 場 所 | ①JR御坊駅前        | ②ロマンシティ         | ③ロマンシティ          |

※街頭啓発については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止もしくは内容を変更する場合があります。

## 「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」について

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が令和2年3月24日に施行されました。和歌山県では、行政、県民、事業者等が一体となって、部落差別の解消を推進して部落差別のない社会を実現することを目指しています。また、引き続き、部落差別解消のための教育や啓発、住民の皆さんからの相談への対応などに取り組んでいます。

市民の皆さんにも、条例の趣旨をご理解いただき、部落差別は許されないものであるといった認識のもと、すべての市民の人権が尊重される豊かな社会を実現しましょう。

◆問い合わせ 和歌山県人権政策課 ☎073-441-2561

## 女性に対する暴力をなくす運動期間 11月12日（土）～11月25日（金）

女性に対する暴力をなくす運動期間の取り組みの一環として、街頭啓発を行います。

◆日時 11月15日（火）10：30～ ◆場所 ロマンシティ

※街頭啓発については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止もしくは内容を変更する場合があります。

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 11月18日（金）～11月24日（木）

☎0570-070-810（全国共通ナビダイヤル）

夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなど、女性をめぐる様々な人権問題についての相談をお受けします。

相談は無料で秘密は厳守されます。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

◆相談日時 11月18日（金）～24日（木）8：30～19：00（ただし土・日は、10：00～17：00）

◆問い合わせ 和歌山地方法務局・和歌山県人権擁護委員連合会 ☎073-422-5131